

防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

令和7年3月28日 沖縄県

1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

(1) 沖縄県における農業用ため池の概要

ア 現状と基本的な考え方

沖縄県はおよそ北緯24度から28度まで、東経122度から132度までに位置し、北西は東シナ海、南東は太平洋に面し、四面海に囲まれた列島をなし、凸面部を太平洋に向けて南西方面に弧状に連なる琉球弧を形づくっている。

島の数には、有人島49、その他多くの無人島からなり、全諸島を大きく区分すると、沖縄諸島、先島諸島、大東諸島及び尖閣諸島に大別される。

沖縄県の農業は、亜熱帯の地域特性を活かした野菜、花卉、果樹に加えて、さとうきび、水稲などの生産が多様に展開されているが、本土と比較して干ばつ等の発生が多い自然条件であるため、これまで水源整備に取り組んできており、県内には67箇所の農業用ため池が存在する。

本県の農業用ため池はその全てが昭和以降に築造されており、また、これまで老朽化により早急な整備を要する農業用ため池を改修しているため、近代的な施工で整備され、一定以上の安全性が確保されている。

しかしながら、年々、全国で頻発化・重大化している自然災害の教訓を踏まえ、今後、本県で発生する可能性がある大規模な地震、豪雨災害に備え、更なる対策を推進していくものとする。

イ 所有者及び管理者の状況

別表1のとおり

(2) 沖縄県における防災工事等の実施状況等

別表1のとおり

2 劣化状況評価の実施に関する事項

(1) 劣化状況評価の推進計画

法の有効期間内に劣化状況評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、法の有効期間内を前半5年（以下「前期」という。）及び後半5年（以下「後期」という。）に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に劣化状況評価を実施する。

なお、防災工事の実施に要する期間を考慮し、令和7年までに劣化状況評価を完了させる。

ア 前期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池： 7か所

イ 後期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池： 0か所

(2) 経過観察

劣化状況評価の結果、防災工事は不要であるものの、変状等が認められ経過観察が必要であると判断された防災重点農業用ため池について、経過観察を行う。

経過観察を行う防災重点農業用ため池及び経過観察を行う者： 別表2のとおり

(3) 定期点検

地震や豪雨等により防災重点農業用ため池の劣化が進行する等の不測の事態が生じるおそれがあることから、防災工事が完了したものも含め、都道府県及び市町村内に存在する防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度：1回／1年

イ 定期点検を行う者：管理者

3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

(1) 地震・豪雨耐性評価の推進計画

法の有効期間内に地震・豪雨耐性評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に地震・豪雨耐性評価を実施する。

なお、防災工事の実施に要する期間を考慮し、令和9年までに地震・豪雨耐性評価を完了させる。

ア 前期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池：11か所

イ 後期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池：8か所

ウ 個々の防災重点農業用ため池に関する情報： 別表2のとおり

4 防災工事の実施に関する事項

(1) 防災工事（廃止工事を除く。）の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に防災工事を実施する。

ア 前期に防災工事を行う防災重点農業用ため池： 1か所

イ 後期に防災工事を行う防災重点農業用ため池： 10か所

ウ 個々の防災重点農業用ため池の情報： 別表2のとおり

(2) 廃止工事の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に廃止工事を実施する。

ア 前期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池： 0か所

イ 後期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池： 3か所

ウ 個々の防災重点農業用ため池の情報： 別表2のとおり

(3) 防災工事の実施に当たっての配慮すべき事項

防災工事に係る事業主体は、その実施内容が明らかとなった段階で、時間的余裕をもって関係機関等と調整し、必要な手続きを行うものとする。

ア 環境担当部局との調整

絶滅危惧種などが生息・生育する防災重点農業用ため池について防災工事を実施する場合、土地改良事業設計指針「ため池整備」等を参考に環境との調和への配慮を適切に行うこと。また、防災重点農業用ため池を廃止するに当たっては、生息・生育の場が喪失するおそれがあることを踏まえ、県文化財課等の環境担当部局と相談の上、絶滅危惧種の移動等の必要な措置を講ずるものとする。

イ 上水道担当部局との調整

上水道の貯水池として共同利用されている防災重点農業用ため池について防災工事を実施する場合、具体的な工事内容が明らかになった段階で、県又は市町村の上水道担当部局と費用分担に係る協議・調整を行うものとする。

ウ その他

堤防等が道路・公園等として利用されている防災重点農業用ため池について防災工事を実施する場合、具体的な工事内容を検討する段階から、時間的余裕をもって県又は市町村の当該施設を所管する部局と協議・調整を行うものとする。

5 防災工事等の実施に当たっての市町村との役割分担及び連携に関する事項

(1) 防災工事等の実施主体

ア 劣化状況評価

(ア)劣化状況評価については県

イ 地震・豪雨耐性評価

(ア)県が所有する防災重点農業用ため池については県

(イ)上記以外の防災重点農業用ため池については市町村

ただし、県・市町村の協議の上、事業主体を決定する場合はこの限りでない。

ウ 防災工事（廃止工事を除く。）

(ア)県が所有する防災重点農業用ため池については県

(イ)上記以外の防災重点農業用ため池については市町村

ただし、県・市町村の協議の上、事業主体を決定する場合はこの限りでない。

エ 廃止工事

(ア)県が所有する防災重点農業用ため池については県

(イ)上記以外の防災重点農業用ため池については市町村

ただし、県・市町村の協議の上、事業主体を決定する場合はこの限りでない。

(2) 技術指導等の内容

市町村が行う防災工事等について、技術的に難易度が高い又は執行体制が十分でない等の事情がある場合は、必要に応じて県が支援するものとする。

(3) 情報共有及び連携の方法

防災重点農業用ため池に関する情報については、速やかに共有するものとし、必要に応じて説明会及び意見交換会を開催する。

6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

(1) 応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置の実施

地震・豪雨により、応急措置が必要となった場合は、被害拡大を防ぐために仮復旧等の応急措置を行うものとする。

(2) ICT等の先端技術の導入等による管理・監視体制の強化

ため池管理者から管理・監視体制の強化に関する要望があった場合は、ため池下流の条件等から必要性を検討し、水位計設置等の対策を講ずるものとする。

防災工事等の推進に関する基本的な方針 沖縄県

令和7年3月末時点

1 農業用ため池の概要								
(1)所有者別の箇所数及び割合								
区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	(100%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(100%)	
箇所数	67	0	0	0	0	0	67	
(2)管理者別の箇所数及び割合								
区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	(76%)	(18%)	(6%)	(0%)	(0%)	(0%)	(100%)	
箇所数	51	12	4	0	0	0	67	
※国:行政財産として所有するものに限る。 ※地方公共団体:法定外公共物であって市町村への所有権移転登記が未了のものを含む。								
2 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の実施状況等								
区分	内容						箇所数	備考
ア	劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施し、防災工事は不要であると判断されたもの						4	
イ	劣化状況評価等を実施し、両方又はいずれか一方の評価結果から防災工事が必要であると判断されたもの						5	
	①	防災工事(廃止工事を除く)が完了したもの					0	
	②	防災工事(廃止工事を除く)が未了のもの(継続中のものを含む)					5	
	③	廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)					0	
ウ	劣化状況評価を実施し、地震・豪雨耐性評価が未了						22	
	①	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの					9	
	②	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの					2	
	③	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの					9	
エ	地震・豪雨耐性評価を実施し、劣化状況評価が未了						2	
	①	地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの					1	
オ	劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価がいずれも未了						9	
	①	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当しないもの					3	
カ	現に農業用水の貯水池として利用なし						3	
	①	今後廃止工事を行うもの					3	
	②	廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)					0	
合計							45	

防災工事等の推進計画(対象ため池一覧) 沖縄県

令和7年3月末時点

データベース コード番号	防災重点農業用ため池の名称		所在地			所有者	管理者	ため池の諸元			防災工事等の対象と実施時期※1			経過観察		備考
	名称	ふりがな	都道府県名	市区、郡町村名	字・地番等			堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千m ³)	地震・豪雨 耐性評価	防災工事	廃止工事	経過観察※2	経過観察を行う者	
472130001	東山	あがりやま	沖縄県	うるま市	石川	沖縄県	石川東山土地改良区	14	56	32	1					
472090001	安部	あぶ	沖縄県	名護市	安部	沖縄県	名護市 農林水産課	14	61	85		2				
472090004	内原	うちばら	沖縄県	名護市	古我地	沖縄県	名護市 農林水産課	14	60	54	1					
472090005	新波	しんば	沖縄県	名護市	屋部	沖縄県	名護市 農林水産課	11	61	138						
472090009	幸喜	こうき	沖縄県	名護市	幸喜	名護市	名護市 農林水産課	11	56	65		2		1	管理者	
473010001	辺戸上原	へどうえはら	沖縄県	国頭村	宜名真	沖縄県	国頭村 建設課	18	79	482			2			
473010002	辺土名	へんとな	沖縄県	国頭村	辺土名	沖縄県	国頭村 建設課	10	25	72		2				
473080001	辺名地	へなち	沖縄県	本部町	辺名地	沖縄県	本部町 産業振興課	17	87	73		1				
473110001	喜瀬武原ダム1	きせんばるだむ1	沖縄県	恩納村	喜瀬武原	沖縄県	喜瀬武原水利組合	15	55	48						
473110002	当袋川	とうぶくろがわ	沖縄県	恩納村	恩納	恩納村	恩納水利組合	31	270	423		2				
473110003	恩納	おんな	沖縄県	恩納村	恩納	恩納村	恩納水利組合	29	174	37	1	2				
473130001	湯原ダム	かたばるだむ	沖縄県	宜野座村	松田	宜野座村	宜野座村 農村整備課	33	171	267		2				
473130003	宜野座	ぎのざ	沖縄県	宜野座村	宜野座	沖縄県	宜野座土地改良区	15	245	600		2				
473140001	喜瀬武原ダム2	きせんばるだむ2	沖縄県	金武町	喜瀬武原	金武町	金武土地改良区	15	213	380						
472150001	仲程	なかほど	沖縄県	南城市	仲程	沖縄県	南城市 田園整備課	12	81	44	1					
473500001	南風原	なえばる	沖縄県	南風原町	宮城	沖縄県	南風原町 まちづくり課	10	159	173	1	2				
473610001	ウフレヤ	うふれや	沖縄県	久米島町	真謝	久米島町	久米島町 建設課	8	80	70			2			
473610004	ウーリー	うーりー	沖縄県	久米島町	謝名堂	久米島町	仲里土地改良区	6	46	24			2			
473610005	山城	やましろ	沖縄県	久米島町	山城	沖縄県	仲里土地改良区	11	110	128		2		1	管理者	
473610006	銭田	ぜんだ	沖縄県	久米島町	銭田	沖縄県	仲里土地改良区	7	240	68	2					
473610009	上溝1号	うえみぞ1ごう	沖縄県	久米島町	仲地	久米島町	久米島町 建設課	5	60	27	2					
473610010	上溝2号	うえみぞ2ごう	沖縄県	久米島町	仲地	久米島町	久米島町 建設課	7	78	27	2					
473610011	ヤンガー1号	やんがー1ごう	沖縄県	久米島町	山里	久米島町	久米島町 建設課	7	130	17	2					
473610012	ヤンガー2号	やんがー2ごう	沖縄県	久米島町	山里	久米島町	久米島町 建設課	7	62	34	2					
473610013	上江洲	うえず	沖縄県	久米島町	上江洲	沖縄県	具志川土地改良区	10	138	192	2					
473610016	山蔵	やまくら	沖縄県	久米島町	西銘	久米島町	久米島町 建設課	6	93	16	1					
473610018	仲泊	なかどまり	沖縄県	久米島町	西銘	久米島町	久米島町 建設課	8	41	21	2					
473590004	前原	まえはら	沖縄県	伊平屋村	我善屋	沖縄県	伊平屋村	17	104	108		2				
473600001	サトモ	さとも	沖縄県	伊是名村	勢理客	沖縄県	伊是名村	8	35	5						
473600002	ハタマサ	はたまさ	沖縄県	伊是名村	謹見	沖縄県	伊是名村	5	44	36	1					
473600003	川口	かわぐち	沖縄県	伊是名村	勢理客	沖縄県	伊是名村	6	140	73						
473600004	天城	あまぎ	沖縄県	伊是名村	謹見	沖縄県	伊是名村	11	125	80	1					
473600005	ウクマシ	うくまし	沖縄県	伊是名村	勢理客	沖縄県	伊是名村	10	65	34	1					
473600006	通水	かしみじ	沖縄県	伊是名村	仲田	沖縄県	伊是名村	9	60	32						
473600007	竹原	たけはら	沖縄県	伊是名村	伊是名	伊是名村	伊是名村	8	63	16						
473600008	川端	かわばた	沖縄県	伊是名村	伊是名	伊是名村	伊是名村	9	93	56				1	管理者	
473600009	山田	やまだ	沖縄県	伊是名村	伊是名	伊是名村	伊是名村	13	75	135						
473610020	タイ原	たいばる	沖縄県	久米島町	比嘉	沖縄県	仲里土地改良区	8	171	110	2					
473610021	比嘉	ひが	沖縄県	久米島町	比嘉	久米島町	久米島町	8	108	60						
473610002	本庄	ほんじょう	沖縄県	久米島町	真謝	久米島町	久米島町 建設課	11	129	97	1					
473610003	フサキナ	ふさきな	沖縄県	久米島町	真謝	沖縄県	仲里土地改良区	8	104	108	1					

注) 記載内容は、令和6年3月末時点の確定値である。

※1 【防災工事等の対象と実施時期】: 対象となる防災工事等について、法の有効期間の前期(R3~R7)に着手する又は実施中の場合は「1」、後期(R8~R12)に着手する場合は「2」を記入する。

※2 【経過観察】について、経過観察が必要な場合は「1」を記入する。

(参考)

防災重点農業用ため池	45
・うち実施状況区分 ア (劣化、豪雨、地震:OK)	4
・防災工事等対象ため池	41
・・廃止予定	3
・・劣化状況評価対象	7
・・・地震豪雨耐性評価対象	19
・・・防災工事	11